平成２３年（フ）第５６号
福井市日之出４丁目１番15号
破産者　荒井　隆文
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
福井市中央３丁目２番18号　ＡＫ福井中央ビル201号室
破産者　ウィーンこと　島津　公照
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７６号
福井県大野市高砂町14番29号
破産者　森下　治雄
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
福井市松本１丁目45番11号　町屋団地21号棟202号室
破産者　新森　　守
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
静岡県牧之原市静波1131番地６
破産者　枝村佐智子
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７２１号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅７棟213号
破産者　らうんじさくらこと　加賀　三夫
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０８４号
名古屋市緑区池上台２丁目268番地　アクタス池上台３Ｂ号
破産者　勝目　道成
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６４号
愛知県春日井市西本町３丁目28番地
破産者　鈴木　和典
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９０号
名古屋市西区天塚町４丁目46番地
破産者　石井　　賢
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１２号
名古屋市中区丸の内１丁目11番２号　リーヴァストゥーディオ丸の内601号
破産者　坂本　子生
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１３号
愛知県津島市大縄町３丁目１番地10
破産者　村田　達則
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１号
大阪府和泉市室堂町1144番地の１―208、前住所大阪府和泉市納花町54番地の52
破産者　三竿　義廣
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
大阪府岸和田市稲葉町154番地の２
破産者　佐々木プラスチックこと　佐々木明忠
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６３０号
兵庫県高砂市米田町米田861―６
破産者　網谷　澄子
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６３１号
兵庫県高砂市米田町米田861―６
破産者　網谷　　仁
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１８６号
広島市安佐北区可部９丁目31番24号
破産者　高松　隆三
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７００号
広島市安佐南区長束６丁目９番８―110号
破産者　斉藤　智浩
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３０号
広島市安佐南区緑井４丁目11番25―413号
破産者　中島　　肇
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２号
札幌市白石区本通３丁目北５番１―307号
破産者　青木　澄子
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８号
北海道富良野市字布部市街地
破産者　伊藤　美幸
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部